

審 査 基 準

A-e-4

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロ
処 分 の 概 要： 講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 10 条第 1 項から第 3 項 まで (認定の基準及び手續)
審 査 基 準： 道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手續等に関する規則第 10 条第 1 項に規定されているが、同項の「その技術及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標 準 処 理 期 間： 30 日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先： 愛知県警察本部交通指導課又は警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター運用係 電話 (052) 951-1611 内線 793-211
備 考：